

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 次に、階猛君。

○階委員 参考人質疑に引き続き質問したいと思うんですが、身柄拘束下において取り調べをすることがいかに冤罪につながりやすいかということが堀江さんの御意見からも明らかになってきたのではないかと思います。

そこで、前回の司法取引にも関連することで、前回積み残したことをお聞きしたいんです。そもそも、身柄拘束というのは、本人の被疑事実について調べるために身柄を拘束している、そして取り調べもしているということだと思っただけです。他人の事件について取り調べるということはそもそも念頭に置かれていないと思うんですが、そもそも論として、身柄拘束された状況で被疑事件と無関係な事件について取り調べるということは現行法上許されるのかどうか、これは刑事局長でも結構ですよ、お答えいただけますか。

○林政府参考人 身柄拘束中の被疑者が他人の刑事事件の共犯者でないような場合、他人の刑事事件に関しては参考人の立場ということになる場合、こういった場合にも取り調べをすることは当然で、きまずけれども、それはあくまでも同意を得た上で任意に取り調べができる、こういうことになるうかと思えます。

○階委員 そこで、法務大臣に確認したいんですけども、今回、司法取引の制度で、まさに共犯ではない赤の他人についても取引ができるということ、しかも、捜査機関側の方から働きかけて司法取引の協議や取り調べができるというたてつけになっているかと思えます。

今の、あくまでも任意だということとの関係で、身柄拘束下において赤の他人の事件に関して司法取引の協議や取り調べが許されるのはなぜなんだろうかという疑問もあるんですが、この点についてお答えいただけますか。法務大臣、お願いします。

○上川国務大臣 身柄拘束中の被疑者との協議ということ、合意制度におきまして、協議の開始からその終了、合意の成立に至るまで、原則として常に弁護人が関与する仕組みとなっているところでございます。

この弁護人が一貫して関与をするということとございまして、このことによりまして、協議、合意の適正公平が確保されるということ、そして、被疑者、被告人の利益が保護されるということになるわけでございます。したがって、身柄拘束中の被疑者、被告人と協議を行い得ることとす

るということにつきましては、問題はないというふうに考えているところでございます。

現行法のもとにおきましても、身柄拘束中の被疑者の取り調べにつきましては認められているということとございまして、また、合意制度のもとにおきましては、被疑者、被告人におきましては、遅くとも合意をする段階におきましては、弁護人との間で、合意をした場合にどのような供述ができるかにつきましても十分に相談をしておくこととなるわけでありまして、合意後の取り調べにつきましても、被疑者、被告人は弁護人とよくよく相談したところに従って供述をすることとなりまして、仮に不適正な取り調べが行われるようなことがございましたならば、まずもって弁護人に相談をするということが考えられるわけでございます。

検察官といたしましても不適正な取り調べはできないということになりますし、また、被疑者、被告人が取り調べにおきまして心理的な圧迫を受けるということにもならないということとございまして、身柄拘束中の被疑者、被告人を合意に基づいて取り調べ得ることとするについては、それが自分の関係するものであると、赤の他人のものであると、それについては問題はないというふうに考えております。

○階委員 ただし、それによって、自分と無関係な事件の取り調べ等で身柄拘束の時間が延びるということもあり得ると思うんですね。協議したからといって必ず免罪されるというわけでもありませんし、協議していく過程の中で、やはりこの人

は余り価値がないということで取引が見送られるということもあるわけです。

私は、身柄拘束をいたずらに長くしないような制度的な工夫もあつてしかるべきだと思うんですね、司法取引を入れる以上は。そのあたりの配慮というのはないんですか。

○林政府参考人 この場合の身柄拘束は、被疑者自身の事件に係る理由、必要性に基づくものでございますので、例えば合意に基づく取り調べのために身柄拘束を継続されているわけではないのでございます。

したがって、合意に基づく取り調べがまだ終わっていない、継続中であるというようなことがあつたといつても、被疑者、被告人自身の身柄拘束の理由、必要性が消滅すれば、その身柄は釈放されることになるわけでございます。そういった場合には、釈放された場合におきましては、その場合でも合意自体は残っておりますので、合意に基づき供述する義務というものについては、これは在宅の状態を取り調べる、そういうことに応じる義務は残っている、このような形になろうかと思ひます。

いずれにしても、身柄拘束の問題が、合意が身柄拘束の要件を満たすようなことにはならないものと考えております。

○階委員 私は、今、身柄拘束の話と司法取引の話は分けて考えるという趣旨だつたと思うんですけども、やはり司法取引というものが身柄拘束と結びついているから危険だと思ひているんですね。

身柄拘束下では、やはり、やっていないこと、自分がやっていないことですらやったと言いかねないんだと堀江さんも言っていました。ましてや他人がやっていないことでもやったと言うのはよりハードルが低いのではないかということを行いましたら、堀江さんもそれは認めたということなんです。

そもそもなんですけれども、身柄拘束下で自身自身の犯罪について無実を主張している場合、無実であるかどうか客観的にまだ認められていないけれども無実を主張している被疑者との間で司法取引をするというのは、私は危険ではないかと思ひていますけれども、前回、そこがちょっとかみ合っていないかと思うんですね。無実だと認定されたら司法取引にはならないということをお答えになったと思うんですが、認定される前です、無実を被疑者が主張している段階で司法取引をするというのは私は危険だと思ひていますけれども、こういうことは今回の制度ではできるのかできないのか、法務大臣、お答えください。

○奥野委員長 できるのかできないのかということ。（階委員「そうです」と呼ぶ）

上川大臣。

○上川国務大臣 先回の質問の部分で少しかみ合わなかったというところの再質問ということでございませうけれども、合意制度のもとで、検察官は無実を主張する被疑者との間で合意をすることができるとかという質問でよろしいでしょうか。（階委員「はい、そうです」と呼ぶ）

合意制度でございませうが、これは被疑者に対象

犯罪についての嫌疑があるということを前提にした制度であります。そして、被疑者によりまして協力行為を、その嫌疑に係る事件において被疑者に有利に考慮して処分の軽減等を行う、これが合意制度のルールということになるわけでございます。

被疑者として一定の嫌疑があつたものの、捜査の結果、嫌疑が解消された場合、その協力行為を考慮して不起訴処分等の有利な取り扱いをするわけではないということでございますので、そのような被疑者と合意をすることは制度上できないということになるわけでございます。（階委員「その論点は前回お答えいただいて、私が聞いているのはそこじゃなくて、嫌疑が晴れる前の状況です」と呼ぶ）はい。

嫌疑が解消される前の段階、嫌疑が解消されれば合意をすることができると……（階委員「できないです」と呼ぶ）できないということでございます。（階委員「では、もう一回質問します」と呼ぶ）

今申し上げたのは、前段の、私が答弁申し上げたことに対しての質問ということで、申し上げたところでございますが……

○奥野委員長 もう一回質問を。階君。

○階委員 私が、前回、今回の制度では、有罪ではないけれども司法取引をするということも可能ではないかというふうに読めるんだけれども、そういう理解でいいかと尋ねたところ、「ただいま文言上ということで御質問がございましたけれども、捜査の結果において被疑者の嫌疑が解消され

た場合ということですが、被疑者による協力行為を考慮して不起訴の処分をするわけではございませんので、そのような被疑者との間で合意をするということについては、できない」ということを前回お答えになった。それに対して、「ちよつと私も質問を整理してまたお尋ねしたい」、これは前回言っています。

これに関して、ちよつと論点がずれていたのので、今改めてお尋ねしたいんですね。

前回は、被疑者の嫌疑が解消された場合は合意はできないということを確認に答弁されました。それはそれでよしとします。しかし、今私が言っているのは、嫌疑が解消される以前ですよ。被疑者の方は無実だと主張しているけれども、捜査機関は、いやいや、あなたは疑わしいということで取り調べなんかをしている。こういった状況で司法取引をすると、本当はやっていない人も、身柄拘束されていて、早く解放されたいということで、冤罪を生む可能性、危険が高まるんじゃないかということなんです。

私は、無実を主張し、かつ嫌疑が残っている場合、こういう場合については司法取引はすべきではないと思うんですが、この点についての見解を求めます。

○奥野委員長 では、ちゃんと答えてください。
上川大臣。

○上川国務大臣 嫌疑が認められるのに被疑者は無実ということで主張している、そういうケースにおいてということですが、検察官サイドから見ますと、これは虚偽の弁解をしていると

いう形に映るということになるわけでございます。その者の供述を信用することができないということになりますので、そのような者とそもそも合意をするということにつきましては、制度上はともかくといたしまして、実際上は想定しがたいことでございます。

○階委員 つまり、捜査機関としては、そういう人はうそつきだと思っているから、そういう人と司法取引をしたらうそを言われたらかなわぬなということ、運用上それはしないというふうに受けとめました。

国家公安委員長に確認します。

今のような運用を警察段階でもされるといふことでよろしいかどうか。

○山谷国務大臣 身柄拘束下で無実を主張する者と司法取引をすることの可否というお尋ねかと思えます。

そのような者と協議や合意を行うか否かというお尋ねについては、合意制度は検察官の訴追裁量権を根拠としており、合意及びそれに向けた協議の権限は検察官に帰属するものであるところでありまして、個別の事件、場面において、そもそも協議を行うかどうかなどについては、検察官がその権限に基づいて適切に判断することとなると考えております。

○階委員 つまり、検察というか法務省、法務大臣からは、先ほどのように、捜査機関側が有罪だと思っているのに無罪を主張しているような人は信用しがたいから司法取引はしないんだということとを法務省、検察の立場としてお答えになったと

思うんですね。

ですから、その判断を警察は当然受け入れると思いますか、それはもう検察官の判断に従うということ、理解しますけれども、それでいいかどうか、端的にお答えください。

○山谷国務大臣 従うといいますが、検察官が権限に基づいて適切に判断するというふうにご考えております。

○階委員 検察官が適切に判断したものに従うということ、よろしいんですね。（葉梨副大臣「従うんじゃない」と呼ぶ）従うということではないと。すると、それだと意味がわからないんですが、どういうことなのか。

要するに、司法取引の権限は検察にあるけれども、ただし、検察の委託を受けて警察でもできるということではないんですか。警察は全く、独自の司法取引に臨む権限はない、どの人と司法取引をするかどうかというのは全て法務省の判断だということ、よろしいんですか。警察には……

○奥野委員長 ちよつと、質問もすっかり聞いていますから僕らもわかっています、答えるのは、僕が答えたらずいから、それぞれの事務方から大臣が答えたことを事務的にそれぞれやってください。

○階委員 わかりました。
では、刑事局長、その点について確認させてください。

○林政府参考人 司法警察員が今回の協議・合意制度の中でできることは、一定の場合に協議の一部の行為をすることができるとどまっております。

して、最終的にその協議を開始するか否か、あるいは実際に合意するか否か、こういったことについては全て検察官の権限でございますので、その部分について司法警察員の判断というものは介在いたしません。

したがって、先ほど法務大臣が答弁されたこと、こういったことは検察官の権限としてなされるものでございまして、そういった意味で、司法警察員がそれに従うとか従わないというような場面は生じないという意味でございます。

○階委員 私は、一部かわることはできるということとは知っていましたけれども、どの程度かわるんだらうと。さっき言ったようなケースで、もしも司法警察員の判断で、無実を主張しているけれども実はまだ嫌疑がはっきりしていないというような場合でも司法取引がなされる、そういう判断を警察も時によってできるということであればちよつと心配だなと思ってお聞きしたんですね。

一部できるといことは、今の刑事局長の答弁だと、あくまで、どの人と司法取引するかどうかというのは検察の判断だから、個々の被疑者の供述内容を見て司法取引するかどうかというのは警察の方では関与することじゃないので、警察が無実を主張している人と司法取引するような懸念というのは当たらないということ、これは結論だけで結構なんですけれども、よろしいですか。

○林政府参考人 検察官だけがその判断をできるんです、司法警察員の判断でそのような協議の一部に関与すること、これはできません。

○階委員 わかりました。

そうしたら、私は、先日質問したときに、この司法取引、なぜ虚偽の供述を防げるのかということで法務大臣にお尋ねしたときに、おおよそ三つの理由を挙げられていたと思うんですね。そのうちのひとつとして言われていたのが、裏づけ捜査によって問題があれば証拠から排除されるということだったと思うんですね。

裏づけ捜査というふうに言うんですけれども、最初に証拠を集めて、後づけで供述を求めて、それで司法取引が行われる危険というのがあって、それはないかと思っております、これは郷原さんが参考人で来られたときもおっしゃっていて、供述の経過と証拠の収集の時期の前後関係がわかるようにしなくちゃいけないということも言っていました。捜査で得られた証拠の後づけで司法取引が行われる可能性を排除するために、協議時点で証拠開示を行うべきではないかと思っております。

この点について、法務大臣、御答弁いただけますか。それとも、局長の方がいいですか。

○林政府参考人 委員の御指摘は、裏づけをするのではなくて、既に収集されている証拠に沿うような形で供述を引き出す、いわば後づけで供述を引き出す、こういったことについて、それを防ぐために協議の時点での証拠開示、こういうことについての御指摘だと思います。

協議の時点での証拠開示を義務づけるといふことにつきましては、まず、被疑者、被告人にこれから供述しようとする事件の証拠を開示したとすれば、それは非常に強い誘導となるおそれが大き

いわけでございます。検察官としても、そういうことをした場合に、被疑者、被告人がどこまで自己の記憶に基づいて供述しているのかを判別できなくなります。したがって、その被疑者、被告人の供述の信用性を吟味することができなくなります。

したがって、そういった形での証拠開示をするということは適切でないと考えております。

他方で、合意に基づく供述につきましては、裏づけ証拠が十分にあるなど積極的に信用性が認められるべき事情がない限り、信用性は肯定されないと考えられます。この点について、既にある証拠に合せて供述をつくり上げることが可能ではないか、こういった御指摘だと思いますけれども、合意に基づく供述が既に収集されている証拠に整合するかどうかでは、積極的に信用性を認める事情があるとは言えません。合意に基づいて供述を得た上で捜査を行ったところ、捜査官の知り得なかつた事実が確認されるでありますとか、あるいはその供述中の重要部分についての裏づけ証拠が新たに得られた、こういった事情がなければ、その供述自体の信用性というのを十分に認めてもらうわけにはいかないわけでございます。

そうして、そのような事実が確認されたこと、あるいは裏づけ証拠が新たに得られたこと、こういったことなどは検察官が立証すべきことでございます。それらが立証できなければ、合意に基づく供述の信用性というものは肯定がされないことになるわけでございます。そういったことで、この点についての立証上のリスクは検察官が負うこ

とになります。

したがいますして、御指摘のような観点からの証拠開示を義務づけることは必要ないのでありますし、そもそも、そういったリスクを負う以上、檢察官があらかじめ収集した証拠に沿うような供述というものを、いわば後づけで、この合意制度を使つてさせるようなことは想定されないものと考えております。

○階委員 制度的な担保はないと思うんですよね、それは理論的にはそのとおりだと思うんですけども。一番間違いないようにするには、これは参考人の方々も言っていましたけれども、協議に入る段階で、今手持ち証拠がどうかということとを被疑者とか弁護人の方に示した上でやるというのがいいのではないかと思えます。これは証拠開示の話にも絡みますので、きょうお尋ねしましたけれども、司法取引で冤罪が生まれないようにするには必須だと私は思いますよ。

話を保釈に移してまいります。

今回、刑事訴訟法の九十条の裁量保釈の要件が見直しになったということなんですけど、他方で、先ほど堀江さんも言っていましたけれども、八十九条の権利保釈といいますか、必要的保釈といいますか、こちらの要件を見直すべきではないか。

具体的には、八十九条の四号、「被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」というところで、今までは、否認しているとかあるいは黙秘しているとかいうところで、罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由が簡単に認められていたような疑いがある。だから、ここをもつ

と明確に、例えば、否認とか黙秘はこの保釈の例外事由には当たらないというようなことを明文で定めるべきではないか。

堀江さんはそこまでは言っていないんですけどけれども、水曜日の参考人で来られた弁護士の方はそういうこともおっしゃっていました。

この点についてどうお考えになるかということ、まずは法務大臣、お願いします。

○奥野委員長 法文の内容だから、まず、刑事局長。

○林政府参考人 まず、否認や黙秘をしている被告人が、保釈について例えば不当な不利益を受けないようにするため、そういった旨の指針規定などを法文に盛り込む、こういったことについての御意見であろうかと思えますけれども、この点につきましては、やはり、法制審議会の特別部会におきまして、そういった具体的な規定のあり方に関する検討が行われました。

特別部会におきましては、そのような指針規定を設ける前提となる現在の身体拘束の運用についての認識の相違が大きく、いかなる現状認識を前提として、どのような指針規定を設けるのかについての意見の集約が困難であったことから、最終的にその答申に盛り込まれなかったものと承知しております。

いずれにしても、その部会での議論でも問題になりましたように、いかなる趣旨から、またその必要性から、どういった内容の指針規定を設けるかということについては、非常に課題が大きいことから、慎重に検討する必要があるものと考え

えております。

○階委員 もう一つ、似たような話で、九十六条に保釈の取り消し事由というのがありますね。ここにも、こちらは「被告人が罪証を隠滅し又は」というふうになっています。「又は」の後に、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。」というのが保釈の取り消し事由になっております。

必要的保釈の例外事由とかあるいは保釈の取り消し事由に、同じように、「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」というのがありまして、こういう「相当な理由」という表現、我々は、十分な理由とか、もつと厳しい表現にすべきだと思つてはいますけれども、何か、余りにも身柄拘束に対して無頓着過ぎるといいますか、本来保釈があるつてしかるべきところも、このような表現があることによつて安易に身柄拘束が続けられる、あるいは身柄拘束が復活することになっていくと思つておられますね。

端的に言います。山尾委員からも指摘がありましたけれども、この「相当な」という表現、これを改める必要があるのではないかと思えますけれども、大臣の御見解をお願いします。

○上川国務大臣 御提案をいただいた件に関連する御質問ということでございますが、御提案につきましては、現在の保釈の運用につきまして、裁判所によりまして罪証隠滅のおその認定が緩やかになされているという問題意識に基づくものというふうな思つておられます。

現在の保釈の運用の当否でありますとか評価に

つきましては、法制審議会の審議におきましても、その認識に大変大きな相違がございまして、共通の認識を得るには至らなかつたということでございます。

結果として、現在の運用について、特定の事実認識を前提とするような法改正につきましては適当ではない、そうした判断でございます。

○階委員 司法取引とか、必ずしもみんな一致していなかつたにもかかわらず、こちらの方は一致していないという理由で導入が見送られている。司法取引は一致していなくても導入されているわけですね。一致しないかどうかということで貫くのであれば、司法取引とか通信傍受についても入れるべきではなかつたと思えますよ。

あくまで、権利保釈とか裁量保釈について、今のあり方がいいのかどうか。確かに、裁量保釈については明確化されたということは一歩前進だと思えますよ。でも、堀江さんも言っていましたけれども、権利保釈のところの問題があるということであれば、こちらも直さないよ。

要するに、裁量保釈というのは、権利保釈で救えない場合に問題が出てくるわけですから、まず権利保釈があつて、そのあと裁量保釈というのが物の流れだと思えますよ。そういう思考過程からしても、権利保釈について全く手をつけないうのは私はおかしいと思えますよ。

ここについては、ぜひ今後検討して、今後というよりも、今からちゃんと検討していかないと、九月の二十七日まで国会がありますから、これはちゃんと検討していただかないといけないと思

ますよ。

人質司法という言葉、これは多くの人が言っていますよ、一部の人のみではなくて。確かに、有識者会議に出ていた人の中にはそうじゃない意見をされていた方も、刑事法学者とかもいましたけれども、そうではなくて、多くの方は人質司法だと言っているわけで、この権利保釈のところを見直さないと、私は、十分な刑事司法改革ということにはつながらないのではないかと、冤罪の防止ということにもつながらないのではないかと思つていまして、意見が一致しないからということではなくて、政治的なリーダーシップを発揮されて、この権利保釈については積極的に修正を図るべきだと思えますけれども、もう一度、大臣、お願いします。（葉梨副大臣「九十条を変えらることで反射的に明確化されるんだよ」と呼ぶ）

○奥野委員長 ちよつと不規則発言が両方多いから、減らして。

○上川国務大臣 今回、裁量保釈のところにつきまして、九十条で判断基準について明確に規定をする、明記をするということ。これにつきましては、現状もそのような判断をしているということ、打ち出しているわけですが、そうしたことをすることによりまして、保釈のあり方につきまして、裁判所におきまして運用の面でも十分にそれを踏まえた上でやっていくという確認をしていくわけでありまして、それによりまして適正な判断をしていくものというふうに確信をしているところでございます。

○階委員 では、もうちよつと理論的なことを刑

事局長に聞きますけれども、今、副大臣が、反射的效果で権利保釈の方も運用が改善されるんだというようなことを不規則発言で言われましたけれども、果たしてそうなんだろうかということ、ちよつとお尋ねします。

今回、刑訴法九十条が改正されて、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか、身体の拘束の継続により」云々かんぬん「その他の事情を考慮し」という流れになっていきますね。裁量保釈の段階で、罪証を隠滅するおそれの程度のほかいろいろなことを考慮しということが書き込まれているわけですから、もし、そうしましたら、権利保釈の段階では、罪証を隠滅するおそれの程度のほか以下に書かれていることは考慮する必要はないということなのか。それとも、それは、反射的效果じゃないですけれども、九十条で書き込まれたら権利保釈の方にも影響があるのかどうか。この点についてはいかがですか。

○林政府参考人 権利保釈につきましては、請求があつた場合、必ず、要件に該当するか否か、該当性の判断がなされて、該当するとなれば一律に保釈は認められるわけでございます。ですから、この部分については、権利保釈は一定の要件を刑事訴訟法が掲げておりますが、これに該当するか否かということを判断する。

他方で、裁量保釈となりますと、権利保釈には該当しない、だから一律に保釈が認められるということにはならないけれども、そういった状態を前提としても、やはり裁量では保釈をできるとい

う規定が刑事訴訟法九十条にありますので、その段階におきましては、一方で、勾留を基礎づけるベースになるような事情とその程度を考慮するとともに、後段に掲げております、勾留を継続されることによるさまざまな不利益というものを総合的に判断する、こういう関係になるかと思えます。

○階委員 つまり、八十九条四号の文言によって判断する。他事考慮というか、先ほどのさまざまな事情については、八十九条の段階では考慮されないということだったと思うんですね。だからこそ、我々は、八十九条四号の文言にこだわっているということなんです。今のままでは八十九条四号については何も変わらない、九十条を変えたからといって反射的利益は何もないということが明らかになったと思っております。

それで、そういう中で、身柄拘束をなるべくしないようないろいろな方策ということがこの法制審議会でも議論され、この委員会でも、先般は鈴木貴子さんから御提案があったかと思うんですが、中間処分の話ですね。

この中間処分というものが、私は、結構現実的に機能するのではないかと思っております。特に堀江さんのような事件においては、絶対逃亡するおそれもないですし、むしろ客観的な証拠は集められていて、それで何か問題があれば身柄を拘束するということであれば、罪証隠滅とかへの相当な抑止力も働くと思えます。

だから、この中間処分というのは前向きに検討されていいと思うんですけども、中間処分の必

要性について、大臣はいかがお考えでしょうか。

○上川国務大臣 この法制審議会におきましての被疑者、被告人の身柄拘束のあり方に関してのさまざまな御議論の中に、この中間処分の仕組みということについても具体的な検討がなされたというふうに承知をしているところでございます。勾留と在宅の間の中間的な処分ということでございます。

このことにつきまして、さまざまな御議論の中に、想定する対象者の範囲でありますとか、あるいは取り調べへの出頭確保のあり方などにつきまして、制度の根幹となる部分につきましての意見の隔たりが大きかったということから成案を得るには至らなかったということ、その点で答申に盛り込まれなかったものというふうに承知をしているところでございます。

この問題につきまして、法制審議会におきましてさまざまな指摘がなされた問題点というものがあろうということでございますので、慎重な検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

○階委員 中間処分ということもぜひ検討していただきたいということで、証拠開示の話に移らせていただきます。

再審請求審における証拠開示については、もうこの委員会でも多々ほかの委員からも議論されていますけれども、要は、現行法の制度のたてつけを壊すものだからなかなか導入できないということ、あとは、時間がないからお話もありませんけれども、これはそんな悠長な話、建前にこ

だわっている話ではないと思うんですね。

前回でしたか、清水委員からも指摘があったんですけども、法務大臣というのは死刑執行命令にサインをされる立場でいらつしやいますよね。もし、まかり間違つて冤罪の人を死刑にしてしまったら、これは法務大臣、大変な責任というか、道義的にも大変な心痛を覚えられると思うんですね。だから、これは本当に今すぐにもやるべきだと思えますよ。

これからは公判前整理手続で、死刑事件は裁判員裁判対象事件になりますから、だから、そういう意味では証拠開示というのはある程度進んで、これはいいと思うんですが、過去に行われた死刑の確定判決、それについて再審請求を申し立てているような方々に対しては証拠開示を積極的に行うべきかどうかという証拠があるのかということや世の中に明らかにした上で、本当に罪を負わせるのは適当なのかどうかということをちゃんと判断して、その上で死刑執行というふうに行っていくべきだと思えますよ。

これは、死刑執行をされる立場である大臣だからこそ一番問題意識があると思ってお聞きするんですね。大臣としては、この冤罪防止のために、特に重大事件、過去に証拠開示の制度がなかった時点で確定判決がなされた事件については今すぐにも証拠開示をやるべきだと思うんですが、この点、大臣、いかがですか。

○上川国務大臣 再審請求審の大変重い制度でございまして、この部分におきましても冤罪が発生するというようなことにならないようにしてい

くというのは、もう当然のことというふうに考えております。

現在の制度におきましても、検察当局において、裁判所に対して証拠の提出、あるいは請求人側への開示などにつきまして、適切に対応しているものというふうに考えているところでございます。

今回、特別部会の議論におきまして、このことにつきまして大いなる議論が行われたということでございますし、また、問題点も指摘された上で、そして答申に、今回につきましては法整備の対象としないという結論になったというふうに承知をしているところでございます。

先回も申し上げたところでございますが、再審請求審につきましては、訴訟の構造が職権主義的な訴訟構造であるということがございますし、また、通常審におきましての証拠開示の制度ということにつきまして、検察官の主張、立証と被告人側の防御という当事者主義的な訴訟構造を前提としたものであるということでございます。再審請求審にこの通常審におきましての証拠開示制度そのものを転用するというについては、構造の異なる手続に係る異なる制度を組み込むことになるということ、その意味での整合性がないのではないかと、こうした大きな御指摘もございました。

また、再審請求審においての証拠開示について一般的なルールを設けること自体なかなか困難である、そうした問題点があるということで、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

再審請求審におきましても、必要な証拠につきましてはいささか判断に付すべく取り扱っていただくことにつきまして、現行の制度におきましてもそのような運用がなされていくというふうに思っております。

○階委員 先日の大澤参考人の意見をテープレコーダーで聞いているような感じがしましたけれども、私は、学者の意見を聞いているわけじゃないんですよ。死刑執行にサインをする法務大臣の意思を問うているんですね。

これは本当に、冤罪の方がひよつとしたら無罪になるべき証拠があるにもかかわらず、現にこれまでそういう冤罪事件というのはあったわけですよ。これは本当に放置していいんですか。これは絶対禍根を残しますよ。

江川参考人も先日、せっかく九月二十七日まで延長になったんだから、この再審請求の証拠開示をちゃんと定めるべきではないかとおっしゃっていましたよ。これは、まさに政治のリーダーシップで一番やるべきことだと思いますよ。

学者の意見ではなくて、大臣の意見を聞いているんです。お願いします、もう一回。

○上川国務大臣 再審請求審に係る証拠開示制度につきましての御議論ということで、法制審議会そして特別部会におきましてもさまざまな御議論がなされてきた、その上で、またこの委員会におきましても、また参考人の皆様からもそうした御指摘が数々あったということについては、大変重いものというふうに受けとめているところでございます。

再審請求審についての証拠開示の制度につきまして、先ほど来申し上げたような理由によりまして慎重な検討をする、また、まさに構造にかかわる大きな議論であるというふうに思っておりますので、慎重な検討を必要とするものと考えているところでございます。

○階委員 私は、無理な要求をしているとも思っていないんですけど、理論的にも、先日の小池参考人、刑事訴訟法のプロという方も、現行法を前提としても、再審請求審の審理というのは実質的には当事者主義でされているわけだから、そういう中で証拠開示というのを入れることは理論的にも問題ないと言っていましたよ。

何か、大澤参考人の意見だけ尊重して、そういう小池参考人とかほかの人の意見は聞いていないというのは私は不満ですし、それよりも何よりも、なぜそういう学者的な意見しか出てこないのか。

これは本当に、冤罪をなくすというのが今回の改正の趣旨なんだ、私も何度もそれは確認しましたよ。そうであるならば、これこそまさに今すぐやるべきことで、これだけでもやっていたかかないと、この冤罪防止ということの姿勢が疑われるのではないかと思います。

大臣、もう構造とか理論の問題は結構ですよ。冤罪を防止するという観点から入れていただけないでしょうか、これは。

○上川国務大臣 今回の刑事訴訟法の改正、一連のこの間の御議論をいただきながら、さまざまな御指摘もありましたし、また参考人の皆さんから

大変真摯な御議論を、それぞれの立場は違いますがあったとしても、共有する形でこの刑事司法の手続を新しい時代にふさわしいものにしていこう、その一歩を踏み出していこう、こうした御発言があったというふうに思っております。

その意味で、今回の改正というものの位置づけについては大変重いものがあるし、またそれをつかりと運用していきながら、その当初の目標の部分でありました冤罪防止において、今、問題があったということ踏まえた上でのスタートを切ったわけでありませぬけれども、さらにそうした問題点につきましても、その後の運用ということをしつかりと見据えながら対応していくということ、絶えず改革をしていかなければいけない、そういう思いでこの場にも立たせていただいておりますし、また、この間、そうした思いを極めて強く持っているところでございます。

再審請求のこの問題につきましても、そうした大変重い御議論の上での今の現状ということでございますが、これからさまざまな運用をする過程におきまして、また前進することができるような方向に絶えず努力をしていくべき課題であるというふうに思っております。

○階委員 時間軸を明確にさせていただけないというのには残念ですけれども、ちゃんと改革をしないと冤罪防止ということは果たされないとということ、それを再度強く申し上げます。

それと、証拠開示のあり方ですけれども、今回、一覧表というものをつくるということで、一歩前進なのかもしれませんが、この委員会で指摘され

ているように、記載事項がちょっとアバウト過ぎるのではないかと指摘もあります。

それから、表題は捜査報告書なんだけれども、その中に第三者の供述とかが含まれている場合などもある。こういう場合について、一覧表を見ただけではそういう重要な供述とかが含まれているということがわからないんだという問題点の指摘もありました。

そんなに詳しく書けとは言いませんけれども、表題は捜査報告書とかそういうふうになつていて、表題は第三者の供述とかがその中に入っている場合は供述者の名前を備考欄に書くとか、そういうような扱いというのは考えられないものでしょうか。

○林政府参考人 捜査報告書で特にその捜査報告書を作成した者以外の者の供述を内容とするもの、これについて、その書面の中に出てくる供述者というふうなものを記載できないかという御指摘だと思いますけれども、まず、そういう書面につきましては、捜査実務を踏まえて検討しますと、非常にさまざまなものがございます。もとより単独の者ではなくて複数の者から聴取した供述が記載されている一つの書面というものもございまして、また、その事件現場に臨場した直後の捜査官がそこで見聞きしたこと、こういうことの一部にそこにいた者の供述の内容が記載されている、こういうふうなものもございまして、また、こういった書面の中には、他の証拠、他の供述録取書の供述内容を多数引用しまして、その相互の関係でありますとかを分析したような書面もございま

す。

こういった多種多様な捜査書類がありますことを前提としますと、そうした供述者の氏名というものをそこから抽出して一義的に示すというようなことは非常に困難でございます。また、困難であるだけでなく、それに時間を伴うこと、作業の負担があること、ひいては、その内容次第によつてはやはり後々の、記載した、記載しない、あるいは記載した内容にかかわることをめぐって将来紛争が生じ得ること、こういったことを考えますと、そのような形で供述者の氏名をそういった書面の中に記載することについては相当でない、このように考えたものでございます。

○階委員 前回、山尾さんの質疑の中で、取り調べメモについても一覧表に記載されるんだという話もありましたが、その際の取り調べメモの扱いについてどうするかということがペンディングになつていたと思うんです。これは、通達か何かが出ていたというふうにもその際おっしゃつていたと思うんですが、それは今、お手元にありますか。あるのであれば、即刻、この委員会に提出していただきたいと思います。

あるかどうか、まずお答えください、刑事局長。○林政府参考人 取り調べメモに関する最高検察庁から出されている指針、これについては提出することが可能でございます。

○階委員 それでは、後で理事会の方に提出していただいて、委員長、各委員にも配付されるようお願いいたします。

○奥野委員長 はい。

○階委員 取り調べメモなどについては、これはどういうふうな書かれ方になるんですか。これは多分、供述者がいると思うんですね。供述者についてメモですから、複数の供述者というのがあり得ると思うんですが、これについては、先ほど一覧表には、捜査報告書の場合は供述者の名前は書きにくいという中で、複数いるからとかそんなこともおっしゃっていましたけれども、取り調べメモの場合は、供述者の名前とかどうなるんですか。

○林政府参考人 取り調べメモを一覧表にどのように記載するか、その場合に、作成者ということでございますが、これは取り調べを担当している検察官の氏名というもの、すなわちメモを作成した者、これが一義的に記載されるものと考えております。

○階委員 供述調書の場合は供述者の氏名が記載されるということよろしいわけですね。取り調べメモの場合は供述者の氏名は出てこないということになるわけですか。

○林政府参考人 取り調べメモ自体は供述録取書ではございませんので、供述者の名前は出てまいります。メモの作成者が記載されます。

○階委員 そういうことで、一覧表を見ただけではなかなか、どういう人が何を語っているのかというのとはわかりづらいものですから、やはりもう少しよつと一覧表の記載事項は具体的かつ明確にすべきだということを申し上げたいんです。

他方で、これも山尾委員が取り上げていましたけれども、一覧表に記載しなくていい例外事由と

して、「犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ」がある場合というのは何なんだと。極めて抽象的な表現なので、これは何なんですかという質問に対して、るる解釈について述べられました。それに対して、そういう解釈で確定しているんだったら、人の支配ではなくて法の支配にする観点から、ちゃんと法文に書き込むべきだという指摘があったわけです。

私もそのとおりだと思っております。解釈上明確であれば法文化しても全く問題はないと思うんですが、なぜ法文化できないのかということについて、前回の確認ですけれども、改めて端的にお答えいただけますか。

○林政府参考人 この点につきましては、例えば被告人を無罪に導く証拠などがこの例外規定からこの一覧表に載らないのではないかと、こういったことの御意見から出てきました問題だと考えております。

これにつきましては、本法律案において導入する証拠一覧表交付手続の趣旨、それから、その条文の規定そのもの、その二つから、検察官立証の妨げになる、すなわち、被告人を無罪方向に導く内容の証拠だからといって、犯罪の証明に支障を生ずるおそれというこの例外事由に該当するものではないことは明らかであると考えております。その意味で、法文上これを提示することは必要がないと考えております。

まず、証拠一覧表の交付手続の趣旨ということから申し上げますと、現行の証拠開示制度といえますのは、一つは、類型証拠というものの開示

規定がございます。これにつきましては、明らかに検察官請求証拠と矛盾する、そこする内容のものも開示されることを前提としております。また、主張関連証拠の開示がございますが、これも、むしろ被告人側の主張事実を裏づけたり補強するものも開示されることが前提となっております。

すなわち、検察官立証の妨げになり得る内容の証拠も開示されることがあり、逆に、検察官立証の妨げになり得る内容の証拠だからといって不開示になるものではないわけでございます。こういった証拠開示制度については、一般に異論なくこの趣旨については承認されているものでございます。

そういったことから考えますと、今回の一覧表については、こうした証拠開示制度のもとに立ちまして、証拠開示請求をするための手がかりというもので交付するものでございますので、その趣旨からしても、開示の弊害の解釈との整合性からしても、当該証拠の内容が検察官立証の妨げになり得るものであるということがこの証拠の一覧表への不記載事由に該当するという解釈は成り立つ余地がないと考えます。

もう一つ、本法律案の条文から申し上げますと、この条文において、不記載について定める三百十六条の十四第四項につきましては、これらの「記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれ」というものを書いて、その例外の事由としているわけでございます。

すなわち、あくまでも、例えば供述調書の記載事項である供述者の氏名が記載されることによつ

てこのおそれが生じるときにだけその当該事項のみを記載しないことができるのでありまして、一覧表に記載されることのない証拠の内容がどのようなものであるかによってこの条文の中の例外の事由に該当することはあり得ない規定となっております。

この二つの趣旨、理由からしましても、先ほど、証拠の内容が検察官立証の妨げになるということからこの例外事由に該当するのではないかということ、そのような解釈は全くとりようがないわけでございます。そういったことがこのままの条文の中で明らかであろうと考えております。

○階委員 今回、先ほども取り上げました刑訴法九十条の裁量保釈の判断については、確立している解釈の確定的な規定ということで、わざわざ条文に、先ほど申し上げたような諸事情を考慮するということを裁量保釈の方では入れているわけですね。解釈を確認するために法文化しているのが九十条、一方、こっちは解釈上明らかだから法文化しないというのは、つじつまが合っていないと思うんですね。

なぜ九十条だけ解釈を明文化し、こちらは解釈を明文化しないのかというのは、理由がわからないんですが、御説明いただけますか、九十条との整合性を。

○奥野委員長 林刑事局長。簡潔明瞭に答えてください。

○林政府参考人 今申し上げましたが、九十条につきましては、適当と認める場合にとり条文のみでございます。それについて、今回、実務上の

解釈というものを考慮事情として掲げたものでございます。

今回の記載の例外事由の、不記載についての規定につきましては、先ほど申し上げましたが、例えば、「記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれ」、こういった条文が明示されているわけでございます。そのことから、先ほど申し上げたような解釈がなされるということでございます。それは明らかでありますので、法文上十分なものと考えております。

○階委員 解釈上明らかなのに先ほどの説明は非常に長くて、明らかかなことを説明するのにそんなに時間がかかるのかと思いました。

それと、最後に申し上げますけれども、公判前整理手続が行われた場合じゃないと、証拠の一覧表とか、あるいは証拠の開示とかがないわけでございます。今までは公判前整理手続の請求権が弁護人とかに与えられたという部分は一歩前進ですけれども、この請求が却下された場合の救済措置もないということあります。

先ほど申し上げましたとおり、私は、やはり証拠を開示するというのが、司法取引の局面においても、再審請求の局面においても、あるいはそれ以外の局面においても重要でして、法制審議会でも証拠の事前全面開示ということが議論されたわけですので、何とか、この点については、さらに前進させていただくように法務大臣にお願い申し上げます。ありがとうございます。

○奥野委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。
午前十一時四十六分休憩